

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日)

◇ 告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止

新たに行おうとする土地改良事業の認可

土地改良事業計画の適否の決定 (三件)

土地改良事業の認可 (三件)

土地改良事業計画の変更の適否の決定

保安林予定森林

公有水面の埋立ての免許

基本測量の終了

土地収用法による土地の立入り

開発行為に関する工事の完了

鳥取県指定代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

目 次

告 示

鳥取県告示第八百九十号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
今井齒科医院	境港市佐斐神町一〇八番地	昭和五十四年九月三十日

鳥取県告示第八百九十一号

大原土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（大原地区農業用排水と客土を一体とした）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十月十六日認可したので、同条第九項の規定により告示する。

昭和五十四年十月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百九十二号

昭和五十四年七月十二日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（高殿地区農業用排水、暗きよ排水及び農道整備を一体とした）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九十三号

昭和五十四年七月二十三日付けで若桜町から申請のあつた土地改良（五反田地区は場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

若桜町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九十四号

昭和五十四年八月二十四日付けで岩美町から申請のあつた土地改良（長谷地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九十五号

会見町から申請のあつた町営土地改良(会見(荻名)地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百九十六号

会見町から申請のあつた町営土地改良(会見(地尾谷)地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第

五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百九十七号

会見町から申請のあつた町営土地改良(会見(蔵本前)地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百九十八号

昭和五十四年七月十三日付けで鹿野町から申請のあつた土地改良(閉野地区ほ場整備)事業計画の変更については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八十六条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九十九号

次の森林を保安林予定森林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年十月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町板井原字大井呑四八四の一

二 指定の目的

なだれの危険の防止

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てを免許したので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和五十四年十月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 免許の日

昭和五十四年十月十七日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

酒津漁港管理者 鳥取県 鳥取県知事 平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇番地

三 埋立区域

(一) 位置

気高郡気高町大字酒津字村東の切三七一ノ四一地先公有水面

(一) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び④の地点と①の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 酒津漁港東三号防波堤灯台(北緯三五度三一分二〇秒東 経一三四度五分二七秒)から一九〇度〇〇分一六〇・〇メートルの地点(以下「A地点」という。)から二〇三度三〇分二二・八メートルの地点

(二) 面積

- ②の地点 A地点から二二五度四〇分三三・四メートルの地点
 - ③の地点 A地点から二七六度三〇分二八・五メートルの地点
 - ④の地点 A地点から二九七度三〇分一五・六メートルの地点
- 四一四・二六平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

気高郡気高町大字酒津字村東の切三七一ノ四一地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び⑦の地点と⑧の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- ⑦の地点 A地点から一七四度五〇分二九・二メートルの地点
- ⑧の地点 A地点から二二二度三〇分四七・三メートルの地点
- ⑨の地点 A地点から三二二度三〇分七九・七メートルの地点
- ⑩の地点 A地点から二三度一〇分九四・五メートルの地点
- ⑪の地点 A地点から八〇度四〇分五九・〇メートルの地点
- ⑫の地点 A地点から一一〇度三〇分一〇・八メートルの地点

(三) 面積

- ⑬の地点 A地点から一七度三〇分一六・三メートルの地点
 - ⑭の地点 A地点から三二五度三〇分一四・五メートルの地点
- 七、八九三・〇七平方メートル

五 埋立地の用途
漁港施設用地

鳥取県告示第九百一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年十月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量(二十万分の一地勢図要部修正調査)

二 作業地域

県下全市町村

三 終了年月日

昭和五十四年九月三十日

鳥取県告示第九百二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十四年十月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 起業者の名称
建設大臣
- 二 事業の種類
一般国道五十三号高福局部改良事業
- 三 立ち入ろうとする土地の区域
八頭郡河原町大字高福字前田河原、字竹の鼻、字海津、字土橋、字下割新田、字上中新田、字上新田、字大がんきよう宮の上、字表平及び字高平地内
- 四 立ち入ろうとする期間
昭和五十四年十月十九日から昭和五十五年三月三十一日まで

鳥取県告示第九百三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定に

より告示する。

昭和五十四年十月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 開発許可の年月日及び番号
昭和五十四年九月十二日 鳥取県指令受都計第百六号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
八頭郡家町大字福本字天王木東分
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市東灘区岡本六丁目二番二三号
銀泉工業株式会社
代表取締役 森 田 一 郎

鳥取県告示第九百四号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和五十四年十一月六日から施行する。

昭和五十四年十月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第二号の表の株式会社鳥取銀行の項中

市役所出張所 鳥取市尚徳町

を

に改める。

市役所出張所	鳥取市尚徳町
末恒支店	鳥取市美萩野一丁目